３．３　重視した評価の視点

評価に当たっては、特に、各拠点における初動体制の確立、防護措置の実施方針の策定や意思決定に必要となる情報の収集・共有、調整・連携等について以下を重視して評価を実施した。

（１）迅速な初動体制の確立
①各拠点における要員の迅速な参集
②迅速な初動体制の確立
③事態の進展に応じた本部の設置

（２）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定
①警戒事態における防護措置準備の要請
②施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の策定・決定
③施設敷地緊急事態における防護措置の要請
④全面緊急事態における防護措置の実施方針の策定・決定
⑤全面緊急事態における避難指示の発出
⑥一時移転等の実施方針の策定
⑦複合災害時における防災業務関係者への助言、支援

（３）住民避難等の実動訓練
①ＰＡＺ内及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域の住民避難
②ＵＰＺ内住民の一時移転等

３．４　評価の留意事項

官邸、ＥＲＣ、ＯＦＣ、県災害対策本部等の運営、各機能班の連携等に係る評価の観点として、各事態における防護措置の実施方針、指示文・公示文の作成及び会議体の運営を重視して各拠点及び各機能班の活動を評価した。

（１）適時性（業務計画）
・「いつ、何を」しなければいけないかを判断しているか、業務（見積り、計画作成・修正等）の焦点、優先順位を設定しているか。
・所要の時期（会議、避難開始）までに作業をしているか。

（２）先行性（事前準備）
・プラントの事故進展／避難計画（原災法第１０条、原災法第１５条、放射性物質放出後のＯＩＬ２の判断（それぞれ予期を含む。））に基づき、状況推移を判断し、所掌事項について継続的に見積りを行い、避難計画の実施に向けて先行的に準備をしているか。

（３）並行性（相互調整）
・官邸から各県災害対策本部までの関係機関（実動組織、指定公共機関等）及び各拠点内の機能班等が同時並行的に情報共有、相互調整等を行い、時間の節約、問題点を早期に発見して、解決を容易にして調整を円滑にしているか。

（４）完全性（実施結果）
・避難計画、緊急時対応の実施を十分に具現できるよう作業をしているか。
・業務の重要な結節毎（施設敷地緊急事態、全面緊急事態、放射性物質放出後のＯＩＬ２の判断（それぞれ予期を含む。））において、適時 、情報共有して周到綿密に業務を進めているか。
・避難状況の確認を確実に実施しているか。

３．５　ＡＡＲ（After Action Review：事後検討会）

訓練の計画者と参加者に、実際に何がなぜ起こったかを正確に認識させ理解させること及び同じ理由で同じ失敗を繰り返すことを防ぐためのフィードバックを目的として、ＡＡＲ※を実施した。

※ＡＡＲは、軍の将校・兵士に効果的な反省を促すことができるプログラム研究の成果として米軍で開発された手法である。「ここが良かった、悪かった、ここを改善しなさい」といった一方的なアドバイスではなく「ここがどう良かった、悪かった、ここをどう改善しなければならないか」を当事者に問いかけ、自らが理解と自立できるようにする「自己（組織）評価支援システム」である。

３．６　評価結果の整理

評価結果は、訓練終了後に実施されたＡＡＲ終了後、関係者への評価結果の照会等を経て、①良好な事項及び助長策、②改善すべき事項及び今後の対策に区分し、訓練実施成果報告書として取りまとめた。なお、本報告書に記載した評価内容は、自己評価及び外部評価による多様な意見を整理・統合し取りまとめたものであり、今後の改善や検討の資とするものである。

第３節　平成２９年度原子力総合防災訓練の評価結果

１　重点訓練項目に係る評価結果

１．１　実施概要

１．１．１　迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、ＥＲＣでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「原子力事故警戒本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、佐賀県、長崎県及び福岡県において、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等を実施した。

原災法第１０条通報を受け、官邸及びＥＲＣでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、ＯＦＣへの内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を実施した。

原災法第１５条該当事象の連絡を受け、中央及び現地組織の構成員となるべき関係省庁の職員をＥＲＣ及びＯＦＣの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置を実施した。（＊）

＊北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

１．１．２　中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

（１）警戒事態

警戒事態においては、玄海原子力発電所４号機の事故の進展により原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当したことから、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、安定ヨウ素剤の配布準備、

緊急時モニタリング準備に係る要請及び施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県北部での地震の発生と、福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続しているとの想定のもと、佐賀県では、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することを優先した上でＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。長崎県では、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域の一部に離島（黒島）が含まれることから、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することに加えて黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。

（２）施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態においては、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、施設敷地緊急事態における要請及び全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県では、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避、ＰＡＺ内住民の避難準備等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域である黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、引き続き海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避等を決定した。

（３）全面緊急事態

全面緊急事態においては、波浪注意報の継続により海路避難が困難である黒島の住民等の孤立状況や、プラントの事故進展及び道路啓開に係る対応状況も考慮の上、中央と現地が連携（原子力災害対策本部と非常災害対策本部の合同会議やＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会の開催等）して、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、全面緊急事態における指示及び防護措置の実施方針の確認を行った。

具体的には、佐賀県では、ＰＡＺ内住民の避難、安定ヨウ素剤の服用等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域である黒島の住民について、放射線防護対策施設への屋内退避を指示し、その後、天候回復後に避難体制が整い次第、海路避難を行うことを決定した。また各県では、ＵＰＺ内住民の屋内退避を行うことを決定した。

（４）ＵＰＺ内一部住民の一時移転

玄海町においては、全面緊急事態後の緊急時モニタリング実施計画に基づく測定の結果、一部の地区においてＯＩＬ２を超える空間線量率が計測されたことから、原子力災害対策本部では一時移転の対象となる地域を特定し、一時移転の指示を行った。ＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会では、玄海町における一時移転等の実施方針（案）を策定・決定した。

１．１．３　住民避難等の実動訓練

（１）施設敷地緊急事態要避難者の避難

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を含むため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施した。

その際、決定した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難について、国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

（２）ＰＡＺ内住民の避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を有するため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を実施した。

その際、ＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会で決定した全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内住民の避難について、国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

（３）ＵＰＺ内一部住民の一時移転

玄海町は、原子力災害対策本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった新田地区の住民は、自家用車又はバスにより一時移転を実施した。一時移転に際しては、バス集合場所で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布、避難経路上に設置した避難退域時検査場所である多久市陸上競技場で避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行い、一時移転を実施した。

その際、ＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会で決定した一時移転等の実施方針に基づき、対象地域内住民の一時移転について、国、佐賀県、玄海町等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

上記のほか佐賀県（唐津市、伊万里市）、長崎県（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市）及び福岡県（糸島市）で個別の想定に基づき一時移転訓練を実施した。

１．２　評価結果

全般として、重点訓練項目である迅速な初動体制の確立訓練、中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練、住民避難等の実動訓練について、それぞれ適切に実施することができた。

１．２．１　迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、ＥＲＣ、佐賀県、長崎県及び福岡県において、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備について、基本的手順を適切に実施できた。また、原災法第１０条通報を受け、原子力事故対策本部の設置等に係る措置、内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁

職員の派遣準備の要請について、基本的手順を適切に実施できた。特に、国職員の緊急派遣に当たっては、急遽、着陸空港を変更したが、現地での緊急輸送も含め適切に対応できた。さらに、原災法第１５条該当事象の連絡を受け、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置について、基本的手順を踏まえつつ適切に実施できた。（＊）

今後、主な検討すべき事項として、ＯＦＣへの移動状況の把握に係る方策や民間バス等の手配方法等を具体化する必要がある。

＊北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

１．２．２　中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続される中、佐賀県北部において地震が発生するとともに原子力災害の事態が進展する複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地が必要な情報共有等を図り、円滑かつ確実な住民避難等を図るための要請、指示及び防護措置の実施方針の検討及び意思決定について、基本的手順を適切に実施できた。この際、地震からの安全確保を優先することや波浪により海路避難が困難な場合は屋内退避を行うことなど地震及び波浪との複合災害における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方を示すことができた。

今後、検討すべき主な事項として、事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、ＯＦＣと関係地方公共団体の連携体制の強化、実施方針の策定プロセスの理解促進等のほか、防災業務関係者への放射線防護に係る助言等の発出時期・内容を含めた手順の検討が必要である。また、現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるＯＦＣの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。さらに、各拠点の統合原子力防災ネットワーク機器の充実のほか、災害関連情報の重畳表示が可能な地理情報システム（以下「ＧＩＳ」という。）の活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図（以下「ＣＯＰ」という。）の整備について検討する必要がある。

１．２．３　住民避難等の実動訓練

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を適切に実施できた。また、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を適切に実施できた。さらに、原子力災害合同対策協議会で決定された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示するとともに、避難退域時検査や安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を行い、適切に一時移転が実施できた。

今後、検討すべき主な事項として、自家用船舶の活用の可能性も含め離島からの海路避難の充実方策の在り方について検討することも必要である。

２　訓練項目ごとの評価結果

２．１　国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

２．１．１　緊急時体制確立訓練

（１）訓練概要

初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、原子力事故警戒本部から原子力災害対策本部等の設置を行う。

（２）訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社　等

（３）訓練内容

①　警戒事態

警戒事態の発生とともに、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員の一部）は、官邸及びＥＲＣに参集するとともに、原子力事故警戒本部の設置等に係る措置を行う。

②　施設敷地緊急事態

原子力事業者より原災法第１０条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員）は官邸及びＥＲＣに参集するとともに原子力事故対策本部の設置等に係る措置を行う。また、ＯＦＣへの内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センター等への原子力規制庁の職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を行う。関係地方公共団体等は、国からの参集要請に基づきＯＦＣへ職員の派遣を行う。

③　全面緊急事態

原子力事業者からの原災法第１５条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員は、関係省庁の中央及び現地組織の構成員である職員を官邸、ＥＲＣ及びＯＦＣの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置に係る措置を行う。

（４）実施概要

①　官邸

（警戒事態）

地震発生後、直ちに内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員の一部）が官邸に参集し、情報収集等の初動対応を行った。

また、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び原子力規制庁次長が参集し、不測事態に備える体制を確立した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、直ちに内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部の体制を確立するとともに、同本部会議を開催し、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめ

とする国の職員・専門家の現地への緊急輸送等の実施を判断し、決定した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、直ちに九州電力株式会社玄海原子力発電所に係る原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置した。

② ＥＲＣ

（警戒事態）

地震発生後、直ちに原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）を本部長とする原子力事故警戒本部を設置して体制を確立するとともに、関係省庁、関係地方公共団体等に対して必要な情報連絡等を行った。

また、関係地方公共団体に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等に係る要請文を発出するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）について佐賀県、長崎県及び福岡県と調整を進めた。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、直ちに原子力事故対策本部を設置し体制を確立するとともに、ＯＦＣに対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況及び全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成状況を確認し、必要に応じて官邸等と共有した。特に、ＥＲＣ実動対処班を速やかに中央合同庁舎第８号館に移動させ、非常災害対策本部事務局事案対処部門との合同オペレーションにより、実動組織の派遣及び物資調達・輸送に関して、国としての一元的な総合調整に係る体制を確立した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、直ちに原子力災害対策本部事務局の体制を確立し、官邸、ＯＦＣ、非常災害対策本部事務局等と必要な連絡・調整に係る体制を確立した。

③ ＯＦＣ

（警戒事態）

地震発生後、直ちに玄海原子力規制事務所の原子力防災専門官がＯＦＣの立ち上げを行って原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「原子力事故現地警戒本部」という。）を設置し、情報収集・連絡体制を確立した。その後、県内外の各機関から逐次要員が参集しつつある状況において、情報収集等の活動を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「原子力事故現地対策本部」という。）を設置し、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の情報収集の体制を確立した。その後、内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国職員等の到着に合わせて第２回原子力事故現地対策本部及び現地事故対策連絡会議合同会議（以下「現地事故対策連絡会議」という。）を開催し、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の把握や全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の策定に係る体制を確立した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、直ちに現地対策本部長を内閣府副大臣（原子力防災担当）、事務局長を内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）とする原子力災害現地対策本部を設置し、体制を確立した。原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会

議後に第１回原子力災害合同対策協議会を開催し、全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認して現地における対応を開始した。

④　佐賀県

（警戒事態）

地震発生後、直ちに佐賀県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、関係機関とバス、船舶、ヘリコプター等の輸送手段の確保や広域避難先となる県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

また、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、事態の進展に備え、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、ＯＦＣ内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

⑤　玄海町

（警戒事態）

地震発生後、直ちに玄海町長を本部長とする玄海町災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や佐賀県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

⑥　唐津市

（警戒事態）

地震発生後、直ちに唐津市長を本部長とする唐津市災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や佐賀県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

⑦　長崎県

（警戒事態）

地震発生後、直ちに長崎県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、波浪及び地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、関係機関とバス、船舶、ヘリコプター等の輸送手段の確保や広域避難先となる県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

また、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、事態の進展に備え、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、ＯＦＣ内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

⑧　松浦市

（警戒事態）

地震発生後、直ちに松浦市長を本部長とする松浦市災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や長崎県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、波浪及び地震からの安全を確保することを優先した上での避難（天候が回復するまで屋内退避）を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難（天候が回復するまで屋内退避）準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、波浪及び地震からの安全を確保することを優先した上での避難（天候が回復するまで屋内退避）を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

⑨　福岡県

（警戒事態）

地震発生後、直ちに福岡県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

（施設敷地緊急事態）

施設敷地緊急事態発生後、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、ＯＦＣ内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を開始した。

（全面緊急事態）

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

（５）評価結果

【良好な事項及び助長策】

○官邸

（全般）

・班長の的確な指示の下、機能班の立ち上げや他班との連携、各拠点との通信点検を行うなど迅速な立ち上げを行うことができた。

・原災法第１０条通報を受け、原子力規制委員会による施設敷地緊急事態の認定が行われると同時に、原子力事故合同対策本部が設置され、緊急時体制の確立に係る手順を確認できた。

○ＥＲＣ

（全般）

・各機能班は、要員参集後、班員へ通信点検を含む任務付与等を的確に行い、原子力事故警戒本部を迅速に立ち上げることができた。また、その後、事態の進展に応じて、原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部の設置等に係る手順が適切に行うことができた。

（ＥＲＣ 総括班）

・他省庁要員も含めた参集時の点呼、役割分担の確認、機器接続等の立ち上げを行うことができた。

（ＥＲＣ 運営支援班）

・警戒事態において、関係機関の電話番号や公用車の動態把握等、必要な情報を班内に共有し、円滑な業務を実施する初動体制を確立できた。

（ＥＲＣ プラント班）

・班マニュアルに各班員の役割を明確としたことにより、事態の進展に応じた業務を円滑に行うことができた。

・原災法第１０条事象及び第１５条事象発生後、故障天災メールにより関係者へ速やかに情報を提供できた。

（ＥＲＣ 放射線班）

・警戒事態において、緊急時モニタリングセンター（以下「ＥＭＣ」という。）の立ち上げ準備への協力に係る事務連絡文書を関係地方公共団体に対し発出する前に、現地の上席放射線防災専門官に対し電話により先行的に依頼したことで、円滑な立ち上げに寄与できた。助長策として、ＥＭＣ端末に原子力防災活動情報システム（以下「活動情報システム」という。）導入も含めた複数の通信手段を活用することについて検討することも一案である。

・警戒事態において、指定公共機関への参集準備の要請に際し、派遣可能人員、派遣可能時間等の確認を先行的に行うことができた。今後は、確認事項を班マニュアルに記載することも一案である。

（ＥＲＣ 住民安全班）

・警戒事態において、班員の役割分担、関係自治体との通信連絡体制を確立し、今後の事態進展に備えた体制を確立できた。

（ＥＲＣ 医療班）

・警戒事態において、班員の役割分担、各拠点との通信連絡体制を確立し、今後の活動に当たっての状況認識の統一と役割の指示ができた。

○ＯＦＣ

（全般）

・ＯＦＣへの参集要員名簿及び一斉召集システムへの名簿を整備したことによって具体的な参集要領が確立できた。

・警戒事態の発生後、原子力防災専門官、原子力運転検査官及び設備点検会社要員は、速やかにＯＦＣを立ち上げ、原子力事故現地警戒本部を設置した。また、災害状況等の情報を入手し、ＥＲＣ、原子力事業者、自治体等との連絡・調整等の初動対応を開始できた。

○ＥＭＣ
・警戒事態の発生後、玄海原子力規制事務所の上席放射線防災専門官が、ＥＭＣの立ち上げ準備を含む初動対応を開始できた。
○佐賀県、長崎県、福岡県
・参集要請を受け、速やかにＯＦＣへ移動するとともに、県現地災害対策本部の体制を確立できた。
○玄海町、唐津市
・施設敷地緊急事態要避難者の輸送手段を県に要請するとともに、九州電力と協力して必要な台数を確保し、在宅及び介護施設の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】
○官邸
（官邸 住民安全班）
・ＴＶ会議システムの立ち上げに時間を要したことから、班マニュアルを活用するとともにケーブルの配線要領等の周知を行う必要がある。
・立ち上げ時の体制や役割分担、班長及び副班長が不在の場合の対応等が明確ではないため、班マニュアルに明示することも一案である。
○ＥＲＣ
（ＥＲＣ 総括班）
・官邸に規制委員等の幹部を派遣するに当たって、最新のプラント状況、官邸への移動要領等に係る事前説明について、総括班とプラント班の十分な連携が行われなかった。今後は、官邸への派遣前に、伝達事項を口頭ではなく文書で徹底するなどの連携を密にする必要がある。
・内閣府、原子力規制庁等職員の派遣に係る手順を確認できたものの、今後は、ＯＦＣへの移動状況に係る体系的な把握方法等を検討する必要がある。
（ＥＲＣ 放射線班）
・施設敷地緊急事態でＥＭＣが迅速かつ的確に立ち上げられるよう、ＥＭＣ構成関係機関への参集指示やＥＲＣにおけるＥＭＣ活動状況把握等の重要事項についてチェックリストを活用するなど訓練を通じた習熟を図る必要がある。
（ＥＲＣ 実動対処班）
・班内の活動状況を記載するためのホワイトボードの数が十分ではないため、班内での情報共有の在り方について検討が必要である。
○唐津市
・原子力防災用電話が２台設置されているが、ＦＡＸ、複合機は別室の防災管理室と共用となっている。災害時には、国、関係地方公共団体、実動組織等との連絡・調整が行われることから、通信機器等の充実について検討することも一案である。

２．１．２　オフサイトセンター運営訓練

（１）訓練概要

ＯＦＣの運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を実施する。

（２）訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国